# 異議申し立て制度の議論のポイント

## 1. 趣旨

国際協力機構(以下「JICA」という)が行う環境社会配慮の遵守に関する異議申し立て制度の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 目的

- (1) ガイドラインの不遵守を理由として行われた申立に関して、ガイドラインの遵守・ 不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること。
- (2) 不遵守と判断された場合は、遵守を確保するための提言を理事長に行うこと。

#### 3. 構成

- (1) 異議申立審議役3名を配置する。
- (2) <u>異議申立審議役</u>は、環境社会配慮、国際協力、法律の知見を有するものの中から 理事長が委嘱する。
- (3) 各異議申し立てについては、いずれかの<u>異議申立審議役</u>が担当することとする。 当該異議申し立てを担当する<u>異議申立審議役</u>は、他の<u>異議申立審議役</u>の意見を踏まえ て報告書を作成する。

### 4. 異議申立審議役の任期

異議申立審議役の任期は原則2年間とする。

### 5. 異議申立審議役の権限と義務

異議申立審議役は、上記の目的を達成するため、以下の権限を有する。

- (1) JICA が保有する文書・記録等、活動に必要となる情報に自由にアクセスすることができる。
- (2) JICA 職員に対して、ヒアリングを行うことができるほか、文書の提出を依頼する ことができる。
- (3) JICA 職員以外の当事者を含む第三者に対して、ヒアリング及び文書の提供の申し 込み・アレンジを行うよう、JICA 関連部署に依頼することができる。
- (4) JICA 職員と同等に設備を利用することができる。

異議申立審議役は、職務を忠実に遂行するため、以下の義務を負う。

- (1) 申立人及び関係者の人権と利益に配慮し、申立人及び関係者を不当に害するような行動をとらないこと。
- (2) その他、本要項で定められる手続きを遵守すること。

### 6. 対象案件

異議申立は、JICA がガイドラインを遵守しなかったことにより、現実に重大な被害が 生じている又は将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性があると考えられる<u>協力</u> 事業に対して行うことができる。なお、2004 年度要請案件から対象とする。

#### 7. 申立人の要件

JICA の協力事業により現実の直接的な被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の2人以上の住民によりなされることが必要である。申立は、当該地域の事情等を勘案し、やむを得ない場合は代理人を通じて行うことができる。但し代理人を通じて行う場合は、申立本人は特定されている必要があり、かつ申立人が代理人に対し授権していることが必要である。

### 8. 異議申し立ての期間

ガイドラインの不遵守の指摘に関し、開発調査は事前調査結果を示したとき(事前調査結果がホームページに掲載された日)以降、本格調査の終了(最終報告書がホームページに掲載された日)まで、無償資金協力のための事前の調査は予備調査結果を示したとき(予備調査報告書がホームページに掲載された日)以降、基本設計調査の終了(基本設計調査報告書がホームページに掲載された日)まで、技術協力プロジェクトは事前調査結果を示したとき(事前調査結果がホームページに掲載された日)以降、協力の終了(R/D に記載された協力の終了日)まで、異議申し立てを行うことができる。なお、2004年度要請案件から対象とする。

# 9. 異議申し立ての手続き

- (1) 申立人は、申立書を書面(別添1)で異議申立審議役に提出する。
- (2) <u>異議申立審議役</u>が異議申し立てを受領し、申立人、担当部署、環境社会配慮審査 室に申し立て受理を、原則として受領後5営業日以内に、書面(別添2)で通知する。
- (3) <u>異議申立審議役</u>は申立書の書面審査、関係者へのヒアリングを行い、申立に相当程度の合理性が認められる場合は、原則1ヶ月程度で手続きの開始を決定し、その旨理事長と申立人に書面(別添3)で通知する。
- (4) 異議申し立てが却下される場合には、却下の事実とその理由を理事長と申立人に 書面(別添4)で通知する。
- (5) <u>異議申立審議役</u>は、協力事業に反映させることが適当と判断する場合は、異議申し立てを担当部署に移送することができる。移送を受けた担当部署は、異議申し立てに対応しその結果を<u>異議申立審議役</u>に報告する。かかる移送は、理事長及び申立人に通知される。

- (6) <u>異議申立審議役</u>は、環境社会配慮ガイドラインにしたがって行われた手続きの確認を担当部署、申立人、環境社会配慮審査室、審査会等からヒアリング、及び必要な場合は現地調査を通じて行う。
- (7) <u>異議申立審議役</u>は、手続き開始 3 ヶ月以内に、調査結果を理事長、申立人に報告する(別添 5、6)。不遵守と判断する場合は、遵守を確保するための提言を理事長に行う。
- (8) <u>異議申立審議役</u>の報告書は、直ちに申立て者に対して送付される。申立て者は、報告書に対する意見を<u>異議申立審議役</u>に提出することができる。<u>異議申立審議役</u>はかかる意見に対しては誠実に対応し、当該案件に有用な事項を含むと考えられる場合には、意見を担当部署に移送することができる。
- (9) 担当部署は、必要に応じて<u>異議申立審議役</u>の報告書の提出後1ヶ月以内に、<u>異議</u>申立審議役の報告書に対する意見及び不遵守の判断の場合には、ガイドラインの遵守の確保に向けた対応策等をまとめた意見書を書面で理事長に提出する。

### 10. 申立書の内容

申立書には、以下の内容が日本語、英語又は公用語で記載されていることが必要である。現地の公用語で申立書が記載されている場合には、<u>異議申立審議役</u>は手続きに先立ち、申立書を日本語又は英語に翻訳することが必要であり、申立書の受理通知までに時間がかかることがあり得る。

- (1) 申立人の氏名
- (2) 申立人の住所・連絡先

申立人にかかる情報は、基本的に外部には公開されない。また、匿名を希望する場合には、その旨記載することができる。

(3) 異議を申し立てる対象の案件(国名、案件名、プロジェクトサイト、プロジェクト の概要)

案件名が正確に記載されていなくてもよいが、案件が同定できる記載が必要である。正確な案件名が記載されていない場合は、案件を同定するために申立人への確認が必要な場合もあり、申立書の受理通知までに時間がかかることがある。

- (4) 申立人に対して生じた重大な具体的被害、または将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる重大な被害
- (5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実
- (6) ガイドライン不遵守と被害の因果関係
- (7) 申立人が期待する解決策
- (8) JICA 担当部署との協議の事実(日時、対応者、対応の内容)

申立人は、異議申し立てを行う前に、案件を担当している JICA 事務所又は担

当部署と一連の対話を行うことが求められる。このため、JICA 事務所とのやり取りの事実関係については、日時、対応者、対応の内容など詳細が記載される必要がある。また、申立人は、JICA 事務所の対応が不十分である理由について記載することができる。

JICA の広報部署は、JICA 事務所との対話が迅速かつ適切に行われるよう外部 から問い合わせがあった場合には、迅速に当該案件の JICA 事務所を紹介する。

(9) 代理人を介して申立を行う場合には、代理人を介して申立を行う必要性を記載し、 申立人が代理人に対し授権していることの証憑を添付する。

### 11. 報告、提言に基づく対処

- (1) <u>異議申立審議役</u>の報告と提言、担当部署の意見及び申立人の意見を踏まえた理事 長の指示は、担当部署が実施する。
- (2) <u>異議申立審議役</u>は、理事長の指示の実施状況につき担当部署から報告を受け、毎年作成される年次報告書(別添7)において理事長に報告する。

## 12. 情報公開

- (1) <u>異議申立審議役</u>の報告書、申立て者の意見書、担当部署の意見書については、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項の有無について確認したうえで、それぞれ速やかにウェブサイト上で公開される。
- (2) <u>異議申立審議役</u>は、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項 の有無について配慮したうえで、年次報告書をウェブサイトと JICA 図書館で公開す る。
- (3) <u>異議申立審議役</u>は、その連絡先をウェブサイトに公開し、その存在が広く認知されるよう努力しなければならない。

# 13. 申立人への配慮

異議申立審議役は、申立により抑圧が生じないように、申立人の人権に配慮する。

#### 14. 濫用の防止

<u>異議申立審議役</u>は、濫用防止の観点から、異議申し立ては純粋かつ手続きの目的に 沿って適切になされたものであるかチェックを行う。

## 15. 事務局

異議申し立てがあった場合、<u>異議申立審議役</u>に関する事務を処理するため、事務局を置く。事務局員は、数名の JICA 職員から構成される。

以上